

# 塩尻市東山霊園 合葬式墳墓(個別埋蔵室)申し込み確認書

※ 次の内容を確認し、同意する項目の□チェック欄に ✓ を記入してください。

## 1 合葬式墳墓（以下「合葬墓」）の使用料について

### ・個別埋蔵室

<input type="checkbox"/> 市内住所登録あり （申込者または被埋蔵者）	使用料金（1体用）	150,000 円
	使用料金（2体用）	300,000 円
<input type="checkbox"/> 市内住所登録なし、本籍あり （申込者または被埋蔵者）	使用料金（1体用）	187,500 円
	使用料金（2体用）	375,000 円

### ・その他

- 合葬墓は、管理料が発生しないことを確認しました。
- 個別埋蔵室の位置について、使用者は選択できないことを了承しました。

## 2 合葬墓の購入条件について

- (1) 購入時において申込者（使用者）となる者は、塩尻市内に本籍または住民登録があること。
- (2) 購入時において被埋蔵者（埋蔵される方）は、塩尻市内に本籍または住民登録があること。
- (3) 東山霊園の聖地の使用者で、改葬等により東山霊園内の聖地を返還された場合には、申込者（使用者）または被埋蔵者の住所および本籍の要件は無いことを確認しました。
- (4) 生前に申し込まれる方は、申込時に立会人を選任することが必要なことを確認しました。

## 3 申込者（使用者）、被埋蔵者、生前申込みの立会者の住所等の変更について

- (1) 申込者（使用者）、被埋蔵者の氏名・住所等の届出事項に変更があった場合は、届出が必要なことを了承しました。
- (2) 生前に申し込まれる方は、使用許可後に立会人が変更になるときは、届出が必要なことを了承しました。

#### 4 使用許可後に、使用を取りやめたとき ( 返還金について )

- (1) 使用を取りやめたときに、使用料の還付を受けることができるのは、次の場合のみであることを確認しました。

(ア) 使用許可を受けた日から3年以内に返還した場合の返還金額

**既納使用料の1/2の金額**

(イ) 使用許可を受けた日から3年を越え5年以内に返還した場合の返還金額

**既納使用料の1/3の金額**

(ウ) 使用許可を受けた日から5年を越えた場合には、返還金はありません。

#### 5 その他注意事項

- (1) 埋蔵については、使用許可により届出された焼骨に限られていることを確認しました。
- (2) 個別埋蔵室の焼骨は、骨壺に入れて埋蔵し、使用許可日から20年経過後、骨壺から出して、同施設内の共同埋蔵室に移して埋蔵することを確認しました。
- (3) 共同埋蔵室に移して埋蔵した焼骨は返却することができないことを確認しました。
- (4) 個別埋蔵室は、焼骨を入れた骨壺のみ埋蔵できることを確認しました。
- (5) 合葬墓の室内には、納骨または改葬するとき以外は、入室できないことを確認しました。
- (6) 埋蔵の際は、事前に日時を予約し、埋蔵当日は必要書類を持参することを確認しました。

◎必要書類 (使用許可証、火葬証明書、埋蔵申請書、改葬許可証等)

◎埋蔵受入可能日： 平日 9:30～16:00

及び 毎月第2・第4土曜日 9:30～11:30

※ 受入可能日について、今後の運営状況により変更になる場合があります。

- (7) 希望により、墓誌に市から無料で支給された石板を掲示できることを確認しました。
- (8) 石板に刻字する費用は、使用者の費用負担であることを確認しました。
- (9) 埋蔵後の骨箱および骨覆は、使用者にて引き取ることを了承しました。
- (10) 申込者 (使用者) は権利を譲渡し、又は転貸してはならないことを確認しました。
- (11) 申込者 (使用者) は、使用に際し合葬墓を営利目的に使用しないことを確認しました。

合葬墓の申込みに際し、以上の内容の説明を受け、全ての事項について確認しました。

令和 年 月 日

住所

氏名